

議事録 第 号	出席者 氏名	欠席者 氏名
議事録 第 号	出席者 氏名	欠席者 氏名

一九五九年十月十五日第五回野澤村議事會定例會を村校
 會議室に招集された

二 出席議員は次の通りであった 二〇名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
一	仲村春之	八	知花云六	十五	天久盛雄
二	岸本利実	九	米須清祐	十六	岩山伸太郎
三	伊佐英一	十	仲本云至	十七	安次富盛信
四	佐喜真徳祐	十一	花城清道	十八	福茂盛三
五	中山勝豊	十二	中里幸助	十九	宮里敏行
六	安里良朝	十三	松本利宣	二十	桃原正賢
七	崎内健一郎	十四	山本朝徳		

三 不出席議員 九名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
一	仲村春之	八	知花云六	十六	岩山伸太郎
二	岸本利実	九	米須清祐	十七	安次富盛信
三	伊佐英一	十	仲本云至	十八	福茂盛三
四	佐喜真徳祐	十一	中里幸助	十九	宮里敏行
五	中山勝豊	十二	松本利宣	二十	桃原正賢
六	安里良朝	十三	山本朝徳		
七	崎内健一郎	十四	天久盛雄		

五、欠席議員 一人

十一番 花城清 欠席

六、市町村自治法第六十一条の規定により會議事件説明のたゞ出席した者は次り通りである

村長 仲村春勝 財部長 富山全吉

助役 矢野英徳 経理部長 澤田守一

次長 仲村春松 建設部長 桑江良徳

七、本議会の書記は次り通りである

書記長 松川心義

書記 照屋 敬

八、會議事件は次り通りである

議事第四〇号 宜野沙村上水道特別會計への繰入に

議事四一年 一、九六年度宜野沙村上水道特別會計

才入歳出追加更正三〇萬圓に

議事四二年 宜野沙村上水道事業費の経流

費とするに

議事四三年 宜野沙村歳入例の一部を定める

条例に

議事四四年 宜野沙村職員等の旅費に關する

条例の一部を定める

議事四五号 宜野沙村報酬及び費用

の額並にその支給方法を定める

条例の一部を定める

条例に

議事才四六号 軍使用地の貸借借契約同意にて
選挙才二号 村選挙管理委員並に同補充員

の選挙に付し

陳情才九号 土地問題に対する善処方陳情

決議才九号 旧倉糧倉社跡の軍使用地解放

促進に付し

九、議事日程は次の通りである。(要記として謝読せしむ)

一九五九年十月十五日(才一日目)

日程才一 議事才四三号 (名稱省略)

才二 議事才四四号

才三 議事才四五号

才四 議事才四二号

才五 議事才四〇号

才六 議事才四一号

才七 議事才四二号

一九五九年十月十七日(才二日目)

日程才一 議事才四〇号

日程才二 議事才四一号

才三 議事才四二号

才四 議事才四六号

才五 陳情才九号

才六 決議才九号

十、會議の顛末

一九五九年十月十五日(木曜日) 自午前十時四九分

至午後五時十二分

議長 出席一九名であります。

議長 本日をもって招集された第五回定例議會を閉會致します。(午前十時四九分)

” 日程の前に會期及び會議録署名議員の選挙の選任をしたいと思います。

議長 お諮り致します。本定例會の會期を何日向にしたらいかがか、諸意見をお求めます。

吉 香 四日かとしたい。

議長 四日かとする意見がワリますが、他に諸意見ありませんか。

議長 「異議なし」と呼ぶものワリ。

議長 では諸意見をいようとしてワリますので、會期を四日向と決定致します。

議長 會議録署名議員の決定方法について、お諮りいたします。

六 香 本定例議會の會議録署名議員は議長指名に一任する動議を提出します。

議長 「異議なし」と呼ぶものワリ。

議長 六香派の貝がく、會議録署名議員は議長指名一任とする動議が出され、所定の賛成者がワリましたので、勅議は成之りました。

議長	勅議の通り決定してまゝでせうが 安議万しと唱う
議員	傍要議がないものと認め、會議録署名議員の 決定は議長指名といたします
	一〇番 仰 本 正 産
	一九番 宮 里 敏 行
	兩人を指名いたします
議長	これより本日の會議を閉じます
〃	日替才一 議案才四三号 宣行沙村税条例の一部 を改正する案例を議題といたします
〃	提案者の説明を求めます
助役	前回改正した場合、雑税の廃止によって、改定 しましたが、その当時はドル表示不変に変更しては 立法院で審議中であり、まだ、母法の改正が なされていなかったが、今回母法も改正なされて あるので、提案した、額において、換算率 によるもの、或はそれ以上になったのもあるが 本法そのまゝに於ては提案した
議長	ではこれより本案に対する質疑に入ります
八番	この改正案の数字は説明では大差はないとの こと、又本法が変ったがため、完全な換算 ではなく、事務的にやつたのが、母法とそのまま やつたりか
助役	母法の通りである

ハ番	改正条文、この数字のまゝで不適当な箇所は カリガ
財政課長	母法によるもので、円セトルに変更されたが、 別に不適当な個所はない
一九番	三十五条の二十円はどうか、 その条例改正で本条は消除になつてゐる
助役	三十五条の五円が四セトになつてゐるが、督促 手数料であり、早く納めさせるの訓則であり 他のものは、換算より増してゐるが、この分だけ 下まわつてゐるから、如何
助役	取扱上からは五セトにした方が良いが、母法に よるもので、母法で委任、制限等の特別規定がない 場合は、条例では左にできない
ニ番	二十五条は納税者の立場から、替成である、督促し 督促手数料を今まゝとつてはなかつたのを、急に 徴せしめて住民はとまどつてゐるが、はつきりさせて もらひたい
	六十五条以降は、しつかりつかひかゝるので、甲種進納 になつてゐると思ふが、その額は大きい、そのへんの 許はどうか
助役	母法に定められ、打切られたのは、しかたがない 大金持は卒は位くしては、いかぬとの意味から、 実際には減額になるのであるが、その卒では 高額の所得者に恩典となくないか

助役	之志院の定審議経過は見てないが、一〇万の場合八五〇〇円との方法にしたがりてはいいかと思ふ)
八番	本條例の改正に関係するが、現在の物價は大抵かわつておると思ふ、換算 $\frac{1}{120}$ が實際はそれ以上になつておると思ふ)
	本條例改正による当面側の感之方は、歳入歳出におりて、いくらがかり欠かんが出ると思はれたいか
村長	いくらがかりは出るが、たゞした相違はないと思ふ)
ニ番	一〇万円、一〇〇万円以上の本村の事業主はいくらでこの改正によつて、いくらがかりが出るが、すぐは資料がなければ、後日でも調べたいが、知らしてもらいたい
議長	暫時休憩いたします(午前十一時五分)
〃	會議を再開します(午前十一時七分)
〃	他に質疑はないか、うう、うう、質疑を打ち切ります)
〃	討論願います)
十三番	住民として、ドルに切替えられてもポイントはないと思ふが、その間、内表亦を減すこともござるこの原案によると、納税者に影響はない
	方法を基準にしての改正であり、原案に賛成です

	<p> 支給額においては日当額が相当額になつておるか 個人々におつて仕入額におつて相当の差があるか ふうな事はないか 支給額においては事業課等少々の差はあ りたいした差ではない </p>
一三番	<p> 条例十二号は命令権者の自由裁量と思つた 議會で検討できる内容が必要と思つた 議會において全体的のコーザの審議をするか 松林の検討をして載き、個人へ支給は除 向題として命令権者に興えた方がよい </p>
二番	<p> 参事まで十二番さんにおたすおしよ、計費等 はおれおれが来た場合の旅館等その他の 状況をきかしてもらいた </p>
十二番	<p> 私はトラック協會として行きました、東京の場合 ヤナギ館でしたが、二食付で一、二〇〇円で 私の見方では半以上の宿泊所だつたと思つた 主席とがの政府高信等もは宿泊のさうである 普通とした、一日の六十七百円位ではない ですか </p>
二番	<p> 商用と一般行政内保とは、交際費の面 大部差があると思つた </p>
十二番	<p> 金額の向だが、向うの額はさうであるか </p>

議長

傍聴員議のいものと認む。採決のしませう。

〃

議事才の四千。宣行沙村職員等の旅費に内する

条例の一部を改定する。条例を原案を通り

可決を定してよろしうございませう。

全員

同意議力しと唱う。

議長

全員の傍聴員議がないうて、本日は原案を通り

可決を定めたしませう。

議長

暫時休憩して翌会をとり、午後二時三十分から

再開しませう。(午後一時一十分)

会議を再開のしませう。(午後三時五十分)

議長

日程才三議事才の四千。宣行沙村報酬及び費用弁償

の額並びにその支給方法を定める。条例の一部を改定

する。条例を議題と認しませう。

議長

提案書の説明をホめます。

村長

議の員とすの場合、群島外に旅行する場合も定額

支給の状況でござり、当然群島外の場合には額に若干

相違点がござり、此の除、一般職員と同様

支給の処置をすべくござりと思われ、

本席を提出のしませうが、よろしくご検討

願ひませう。

議長

只今提案書の説明が終了しましたが、質疑を願ひ

ませう。

議中	では佐原議がないうちでありまうが、本日は原議 通り可決を決定します。
議長	日程第四選挙年ニテ、村選挙管理委員並に同補充 員の選挙を議提としたしヨク。
ッ	条件は一九五九年十月三十一日付了現委員並補充員 の任期が下りたるが、その後任の選挙であり ます。本議案における権限でありまうの よりしく傍聴記録します。
ッ	では選挙の方法を傍聴記録します。
議中	暫時休憩致します。(午後三時四十分)
ッ	會議を再開致します。(午後三時五十分)
八番	選挙するにしても、すぐは浮べないで、選挙 監督委員を挙げ、その監督結果を検討 することにしたとの動議も提せられます。
	賛成と唱うものあり
議中	只今、市町村自治法第五十八条の二項の規定により 監督委員に於ける監督結果により指名推進の方法 を用いたとの動議が提せられ、動議は成して おります。左様取り計って、良いでせうか 賛成と唱うものあり
議中	佐原議がないうちでありまうが、指名推進 の方法を用いる事に決定致します。

議中	では各銓衡委員より銓衡の上 若干結果を報告して貰いたい
"	暫時休憩致しまして (午三時五八分)
"	会議を再開致しまして (午後三時五八分)
"	定刻四時前に参ります。会議の時刻も遅延して居ります。汚濁に参ります。 (田舎の汚濁に参ります)
議中	では各委員が参りました。 (午後四時二分)
"	時分も遅延致しまして (午後四時二分)
"	暫時休憩致しまして (午後四時二分)
議中	会議を再開致しまして (午後四時二分)
	只今銓衡委員より銓衡結果の報告が参りましたので汚濁に参ります
	送付管理委員 会上補充員
	松川 二義 柳原 盛と典
	澤山 安一 此嘉 和賀 貞
	桑江 良徳 吳屋 好永
	満山 全喜 知念 和夫
	屋宜 盛龜 国吉 良義
	以上の通りであります
議中	では只今銓衡委員の銓衡結果の通り送付管理委員より同補充員の当選人と決定して居ります

